

鴻巣市こうのとりSDGsパートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、鴻巣市とともに持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた取組を実施する企業、法人、特定非営利活動法人、市民団体、教育機関等（以下「事業者」という。）をこうのとりSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）として認定し、その取組を広く周知するとともに、パートナー間の連携を促進することで、SDGsの達成又は地域課題の解決に向けた取組を推進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 こうのとりSDGsパートナー制度（以下「パートナー制度」という。）の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) パートナーのSDGsの達成に寄与する取組の市ホームページ等での周知及び公表に関すること。
- (2) パートナーのSDGsの理解促進に向けた取組に関すること。
- (3) パートナー間の連携促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認めること。

(パートナーの要件)

第3条 パートナーとなる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 市内において事業活動を行っていること。
- (2) SDGsの達成に向けた取組を実施している、又は実施する意欲のあること。
- (3) 法令等を遵守し、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (4) 鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接な関係にある者と関係を有していないこと。
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動を行っていないこと。

こと。

(6) その他パートナー制度の信用若しくはイメージを損なう活動又は正しい理解の妨げとなる活動を行っていないこと。

(認定申請)

第4条 パートナーとして認定を受けようとする事業者は、鴻巣市こうのとりSDGsパートナー認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(認定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否について決定し、鴻巣市こうのとりSDGsパートナー認定通知書(様式第2号)又は鴻巣市こうのとりSDGsパートナー認定却下通知書(様式第3号)により当該申請をした事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、認定した事業者に鴻巣市こうのとりSDGsパートナー認定証(様式第4号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 パートナーの認定の有効期間は、前条第1項の認定をした日から当該年度の末日までとする。

(認定の更新)

第7条 前条の有効期間が満了する日の1月前までにパートナーから認定の辞退の申出がないときは、パートナーの認定の有効期間は、1年間更新されるものとし、その後においてもまた同様とする。

(状況報告)

第8条 パートナーは、市長からSDGsの達成に向けた取組状況の報告を求められたときは、鴻巣市こうのとりSDGsパートナー取組状況報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 パートナーは、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、鴻巣市こうのとりSDGsパートナー申請内容変更届出書(様

式第 6 号) を市長に提出しなければならない。

(認定の辞退)

第 10 条 パートナーは、認定の有効期間の途中で認定を辞退しようとするときは、鴻巣市こうのとり S D G s パートナー認定辞退届 (様式第 7 号) を市長に提出しなければならない。

(電子申請等)

第 11 条 第 4 条の規定による申請並びに第 9 条及び前条の規定による届出は、鴻巣市電子申請・届出サービスを利用して行うことができる。

(認定の取消し)

第 12 条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条のパートナーの要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正の事実により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、当該取消しをした事業者にその旨を通知するとともに、認定証を返還させるものとする。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 10 月 7 日告示第 265 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 10 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に交付されている改正前の様式第 4 号による鴻巣市こうのとり S D G s パートナー認定証は、改正後の様式第 4 号による鴻巣市こうのとり S D G s パートナー認定証とみなす。